鹿児島県公報

平成26年4月8日 (火) 第2997号の3



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

選挙管理委員会告示

○衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数 (選挙管理委員会取扱い)1

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第6号

平成26年4月27日執行の衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙において、候補者届出政党が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第150条第1項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成26年4月8日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数
鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1 回
株式会社南日本放送	ラジオ放送	1 回